

大分県報

令和七年
第六五八号
十一月二十一日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更（四件）……………一
道路の供用開始……………二
公有水面埋立工事のしゅん功認可……………二

労働委員会告示

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正……………四

公告

競争入札参加者の資格に関する告示……………四
一般競争入札の実施……………五

○ 告 示

大分県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年十一月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類
及び路線名

区 間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延 長

佐伯市字下小谷二ノ九六三一番一か

メートル
一〇五・二

メートル

県道梶寄浦
佐伯線

ら
佐伯市字下小谷九六四〇番三まで

前

五・〇

一六五・八

ら
佐伯市字下小谷二ノ九六三一番一か
佐伯市字下小谷九六四〇番三まで

後

一〇五・二
五・〇

一六五・八

大分県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年十一月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類
及び路線名

区 間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延 長

備考

大分市大字佐賀関字潮磯
五二三四番三から
大分市大字佐賀関字潮磯
五二七四番三まで

前

八・〇
三・五

メートル
二〇〇・〇

大分市大字佐賀関字潮磯
五二三四番四から
大分市大字佐賀関字潮磯
五二七四番三まで

後

二一・〇
三・六

一九五・〇

大分市大字佐賀関字潮磯

前

二〇・〇
四・五

一〇〇・〇

上記 A
及び B
は、関
係図面
に表示
する敷

五二七八番四から 大分市大字佐賀関字幸浦 五二八六番五まで	
後	
B	A
四・〇 八・四	四・五
七〇・〇	一〇〇・〇
地の区分をい	

大分県告示第四百三十四号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和七年十一月二十一日	
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	

道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別		敷地の幅員		延 長	
主要地方道 大分白杵線		大分市大字下郡字松女ヶ迫一三〇四番四から 大分市明野西一丁目二四〇〇番まで		前		メートル 六五・九 一五・七		メートル 五三〇・〇	
大分市下郡南五丁目一〇〇〇番から 大分市明野西一丁目一三四番まで		後		後		メートル 一三五・七 一七・〇		一三五〇・〇	

大分県告示第四百三十五号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え	
---	--

置いて一般の縦覧に供する。				
令和七年十一月二十一日				
大分県知事 佐藤 樹一郎				
道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
県道弓立上 戸次線	大分市大字河原内字神ノ向三〇四九番から 大分市大字河原内字乙丸二八六二番まで	前	メートル 一六・五 一〇・七	メートル 五〇・〇
		後	一六・七 一三・八	五〇・〇

大分県告示第四百三十六号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和七年十一月二十一日		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日	
一般国道三八八号	佐伯市大字木立棧敷中通一四三七番二から 佐伯市大字木立棧敷中通一八八六番五まで	令七・一一・二二	

大分県告示第四百三十七号 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。	
--	--

令和七年十一月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 しゅん功認可の年月日

令和七年十一月七日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

三 埋立ての区域

1 位置

別府市古市町七〇七番一、七〇七番一から七〇七番二六を経て八八一番六七に至る間の土地に接する防潮堤と接する国有海浜地及び八八一番一一と八八一番一一四に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から一六〇度五八分二八秒 一二・一〇メートル地点を円心とする半径一二・一〇メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ西側の円弧、⑦の地点から⑧の地点を結んだ線、⑧の地点から二一六度四四分四七秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で⑧の地点と⑨の地点とを結ぶ東側の円弧、⑨の地点から⑩の地点を結んだ線、⑩の地点から二一三度五七分三六秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点とを結ぶ東側の円弧、⑪の地点から⑫の地点を結んだ線、⑫の地点から二一六度三六分〇一秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で⑫の地点と⑬の地点とを結ぶ東側の円弧、⑬の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線、⑭の地点から二一六度四五分一六秒 一四・四〇メートル地点を円心とする半径一四・四〇メートルの円周で⑭の地点と⑮の地点とを結ぶ東側の円弧、⑮の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点から二八三度〇四分四〇秒 一一・四〇メートル地点を円心とする半径一一・四〇メートルの円周で⑯の地点と⑰の地点とを結ぶ東側の円弧、⑰の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線、⑱の地点から二一六度三六分〇一秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で⑱の地点と⑲の地点とを結ぶ東側の円弧、⑲の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から二一六度三六分〇一秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で㉑の地点と㉒の地点とを結ぶ東側の円弧、㉒の地点から㉓の地点を結んだ線、㉓の地点から二一三度五七分三三秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で㉓の地点と㉔の地点とを結ぶ東側の円弧、㉔

の地点から㉕の地点を結んだ線、㉕の地点から二一六度三五分五七秒 一二・四〇メートル地点を円心とする半径一二・四〇メートルの円周で㉕の地点と㉖の地点とを結ぶ東側の円弧、㉖の地点から㉗の地点を結んだ線、㉗の地点から八八度〇一分〇八秒 一一・一二メートル地点を円心とする半径一一・一二メートルの円周で㉗の地点と㉘の地点とを結ぶ西側の円弧、㉘の地点から④①の地点までを順次に結んだ線、④①の地点を結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（D・L・+二・〇五メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院鉄輪三等三角点（北緯三三度二〇分一三秒七七六七、東経一三一度二七分五五秒三三三三）から七六度〇九分五六秒二八八八・一六メートルの地点

②の地点 ①の地点から一〇七度三〇分四一秒七・八七メートルの地点

③の地点 ②の地点から一九七度三〇分四二秒二・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一〇七度三〇分三七秒五・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一八六度一二分五四秒〇・八一メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一六〇度五八分二八秒一一・四〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二二一度三九分五八秒一一・八五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一八九度〇一分四六秒二〇・七七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一八三度三三分二三秒二〇・七五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一七八度三〇分五三秒二九・〇四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一八三度二八分五五秒二一・三七メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一八八度二七分〇〇秒二九・〇四メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一八三度二八分五五秒二〇・七七メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一七八度三〇分五八秒三〇・三二メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一八三度二八分五八秒八・八七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一五五度〇七分〇八秒一三・六八メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一八三度二八分五七秒三・九〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から二七三度二八分四九秒三・一六メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二二一度二〇分四六秒七・一五メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一八三度二八分五八秒一二・六九メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一八八度二六分五八秒三〇・三二メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から一八三度二八分五九秒二〇・七七メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から一七八度三〇分五四秒二九・〇四メートルの地点

令和七年十一月二十一日

大分県報（告二）

②4の地点	②3の地点から一八三度二八分五七秒二一・三七メートルの地点
②5の地点	②4の地点から一八八度二七分〇二秒二九・〇四メートルの地点
②6の地点	②5の地点から一八三度三七分〇〇秒二〇・八〇メートルの地点
②7の地点	②6の地点から一七九度三七分五六秒八・七六メートルの地点
②8の地点	②7の地点から一三五度〇八分三二秒一五・一三メートルの地点
②9の地点	②8の地点から一八二度一五分五六秒七・九〇メートルの地点
③0の地点	②9の地点から九二度一五分五秒四四・七〇メートルの地点
③1の地点	③0の地点から二八度四九分五二秒二・二四メートルの地点
③2の地点	③1の地点から九二度一五分五秒四・〇〇メートルの地点
③3の地点	③2の地点から一五五度四一分五九秒二・二四メートルの地点
③4の地点	③3の地点から九二度一五分五秒四一・〇〇メートルの地点
③5の地点	③4の地点から二八度四九分四四秒二・二四メートルの地点
③6の地点	③5の地点から九二度一五分五秒四・〇〇メートルの地点
③7の地点	③6の地点から一五五度四一分五九秒二・二四メートルの地点
③8の地点	③7の地点から九二度一五分五秒一〇・一三メートルの地点
③9の地点	③8の地点から九二度二〇分四四秒三三・八四メートルの地点
④0の地点	③9の地点から一八二度二〇分四七秒三・五〇メートルの地点
④1の地点	④0の地点から三四一度二八分一一秒四五一・四三メートルの地点

四
埋立ての免許の年月日及び番号
平成十八年八月二十二日指令港第七〇七号

五
閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所並びに別府市役所

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第三号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（令和七年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十一日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

大分県労働委員会労働者委員

林 大 介	U Aゼンセン大分県支部支部長	令 四・二・二二	を
林 大 介	大分県労働委員会労働者委員 元U Aゼンセン大分県支部支部長	令 四・二・二二	に、
熊埜御堂 康 昭	大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役常務	令 二・二・一七	を
熊埜御堂 康 昭	大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役専務	令 二・二・一七	に改

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和七年十一月二十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

一 調達をする物品等の種類

大分県企業局判田浄水場及び大津留浄水場で使用する電気

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する

者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九
条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し
ていない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以
下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者
（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の
全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の
決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準
年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をい
う。）

(五) その他知事が必要と認める事項

入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審
査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター

（大分県会計管理局用度管財課物品調達班内）

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二八三一

3 申請の時期

令和七年十一月二十五日（火曜日）から同年十二月四日（木曜日）まで（日曜日、土
曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を

除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受
け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資
格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の二に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事
が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競
争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定す
る者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが
判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った
場合

2 1の(一)から(四)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させな
いこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年11月21日

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

大分県企業局判田浄水場及び大津留浄水場で使用する電気24,301,770キロワットアワー 一 (2) 使用期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで (3) 需要場所 大分市大字下判田1600番地及び大分市大字大津留253番地 2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。 (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。 (5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。 (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）	ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 4 入札参加申請の方法及び期間 電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年11月25日（火）午前9時から同年12月19日（金）午後5時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）を、令和7年12月17日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。 提出先 大分県企業局総務課契約管財班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097-534-1341 5 競争入札参加資格に関する事項 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和7年11月25日（火）から同年12月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html (3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県市町村物品等入札参加資格共同受付センター (大分県会計管理局用度管財課物品調達班内)
---	--

〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097－506－2831 なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。 6 契約条項を示す方法及び日時 大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年1月7日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。 7 電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 8 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月7日（水）午後5時まで 電子入札システムを利用して入札する場合は、ＩＣカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。 9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県企業局総務課契約管財班（大分県庁舎新館4階） (2) 提出期限 入札参加承認日から令和8年1月7日（水）午後5時までに必着のこと。 なお、郵送の場合は、書留郵便とする。 10 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和8年1月8日（木）午前9時 11 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。 12 入札保証金に関する事項 免除とする。 13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこと	となるおそれがないと認められるとき。 14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。 15 最低制限価格に関する事項 設定しない。 16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。 17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県企業局総務課契約管財班 〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階 電話 097－534－1341 18 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。 19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased
---	---

Approx. 24,301,770 kwh of electricity, to be used in Handa Water treatment plant and Oтуру Water treatment plant (2) Implementation Period March 1st, 2026-February 28th, 2027 (3) Place of Delivery Handa Water treatment plant and Oтуру Water treatment plant (4) Bidding Deadline 5:00 p.m. January 7th, 2026 (5) Inquiries Contract and property management Section General Affairs Division Oita Prefectural Public Enterprises Office 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-534-1341	
---	--